

1 事業概要

		課名	ムトスまちづくり推進課	事業No.	13
事務事業名		会計	一般会計		
		事業区分	政策	実施区分	継続
		開始	H26	終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称	
	戦略計画		8	新時代に向けたこれからの地域経営の仕組みをつくる	
			2	飯田市への人の流れをつくる	
	分野別計画			飯田市空家等対策計画	
法令・例規等			空家等対策の推進に関する特別措置法		
			飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例		
事業目的	対象	空家			
	意図	空家化の防止に努め、空家となっても、適正に管理され、必要に応じて移住者等利用希望者の活用を進めます。周辺の住環境に悪影響を与える空き家については除却等の助言、指導をします。			

2 事業内容

30年度取組	取組内容		経費の内容				事業費(千円)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>空家詳細調査を実施し、空家の状態を把握しました。</li> <li>詳細調査の結果により、特に危険な空家を「特定空家」と「準特定空家」に認定しました。所有者への指導助言と解体補助の活用により、3件の解体処分ができました。</li> <li>空家バンクの運用と、空家補助制度の利用により、空家の活用を進めました。</li> <li>まちづくり委員会が取組む空家対策事業を支援しました。</li> <li>広報により、空家の適正な管理及び活用を啓発しました。</li> <li>空家等検討会議、空家等審議会を開催し、飯田市空家等対策計画の実施を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家詳細調査業務委託</li> <li>空家バンク相談業務・登録事前調査委託</li> <li>空家対策支援補助</li> <li>空家活用等事業補助</li> <li>特定空家解体補助金</li> <li>委員報酬・謝礼・臨時職員賃金・対策経費</li> <li>その他の経費</li> </ul>	2,970	120	304	1,465	1,348	2,345

  

活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
			実績	実績	実績		
	空家バンク登録件数	件	13	15	15件		
	空家バンク成約件数	件	4	10	8件		
	危険空家等所有者への指導、助言件数	件	28	35	32件		
	空家の詳細調査件数	件	72	481	423件		
	詳細調査結果の通知	件			21件		
	特定空家の認定	件			21件		

  

30年度決算(千円)	予算額		11,783	特定財源内訳及び補足事項			
	決算額		8,552				
	財源の状況	国庫支出金	0				
		県支出金	0				
		地方債	0				
		その他	0				
一般財源		8,552					

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	予算額	決算額	中事業名(科目名称)
1	1	2	1	5	10	9	11,783	8,552	空き家対策事業費
2									
3									
4									
5									
6									
7									
振り返り課題認識		<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な管理がされていない空家の増加により対応に苦慮する状況が多くなっています。</li> <li>空家バンクの登録件数が少なく、利用希望者の希望に応えきれない状況が続いています。</li> <li>特定空家と準特定空家を認定し、集中的な指導助言と補助制度の活用で成果も挙げられましたが、相続や権利問題から進捗が図れない事案も残されています。</li> </ul>							
上記の課題解決のための有効策		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き粘り強く所有者調査と所有者への助言等を一件一件丁寧に進めます。</li> <li>空家バンク制度と、バンク利用の補助制度を広く知ってもらう必要があります。</li> <li>特定空家の相続や権利問題の解決には、必要に応じて関係団体との連携による助言等も必要です。</li> </ul>							
次年度に向けての取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>空家詳細調査や所有者調査を継続し、適正管理等の助言等を引き続き行います。</li> <li>まちづくり委員会や民間組織と連携し、空家バンクの周知と有効利用を図ります。</li> <li>空家等検討委員会、空家等審議会の構成員である専門家からの指導助言を得て、特定空家の課題解決を進めます。</li> </ul>							